

『控除の対象となる医療費に該当 診療情報提供料の自己負担額』

東京国税局はこのほど、診療情報提供料の自己負担額が所得税法第73条第1項に規定する医療費控除の対象となるかどうかについての事前照会に対し、控除の対象となると解して差し支えないと文書回答した。

照会の趣旨は、右手人差し指の切創の診療に際し、当初診療したA市民病院から紹介状を受け取り、紹介先のB整形外科医院に紹介状を交付し引き続き治療を受けた。紹介状作成料として、A病院に健康保険が適用される文書料を支払った。文書料は、診断書などの作成に係る文書料とは異なり、B医院での治療に必要な費用と考えられる。ゆえに控除の対象となる医療費に該当すると解して差し支えないか、というもの。本来、診断書などの作成に係る文書料は、医師が診療または治療した内容等を記載した文書の発行に係る手数料であり、医師等の診療または治療の対価に該当せず、医療費控除の対象にならないと考えられている。東京国税局は照会のあった文書料が医療費控除の対象となると判断した理由として、▽B医院による診療を受けるために直接必要な費用と考えられること▽医師等による診療等の対価として通常必要なものであり、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額と考えられること一等を示した。

『「円安」が最大の懸念材料 景気回復を見込む企業が半減』

帝国データバンクが11月に全国2万3,475社を対象に実施した平成26年の景気動向および平成27年の景気見通しに対する企業の見解調査によると、平成26年は「回復」局面だったと判断する企業が7.8%にとどまり、前年の26.2%から18.4ポイントも減少した。また「悪化」局面だったとする企業は28.9%に達し、前年の8.0%から20.9ポイント増加した。



平成27年の景気見通しについては「回復」見込みは13.4%で、前年の見通し（平成25年11月実施）の23.7%の2分の1に急減。「悪化」見込みは前年の16.5%から26.8%に拡大した。特に、小規模企業が大企業より7.3ポイント高く、規模の小さい企業ほど厳しい見通しを示していることがわかった。

平成27年の景気への懸念材料は「円安」が前年比28.6ポイント増の50.6%で最多。急激に進む円安を懸念する企業が大幅に増加。為替相場から受ける景気悪化の懸念材料は、「円高」から「円安」へと様変わりした様子が浮き彫りになった。景気回復のために必要な政策では、「個人消費拡大策」「所得の増加」「個人向け減税」がいずれも前回調査から大きく増加し、個人消費関連が上位3項目を占めた。有効回答企業数は1万516社。回答率44.8%。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会 (JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。